

2026 年 10 月 22 日

各 位

東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号
会 社 名 アクセルマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂 達典
(コード番号: 3624 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 横谷 玲音
(TEL 03-5354-3351)

親会社とのコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の解除に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 22 日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社の親会社である株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場 証券コード：6574。以下「コンヴァノ社」といいます。）との間で 2026 年 5 月 29 日付で締結したコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（融資極度額 30 億円。以下「本ファシリティ契約」といいます。）を、同社との合意により解除すること（以下「本解除」といいます。）を決議し、同日付で同社との間で解除合意書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、コンヴァノ社を割当先とする第三者割当による新株式の発行（払込金額の総額 9 億円。2026 年 7 月 2 日払込完了。以下「本第三者割当増資」といいます。）及び本ファシリティ契約による資金調達（以下「前回ファイナンス」といいます。）の時点では、2027 年 9 月期以降の黒字化を見込んでおりましたが、その後、アクセルメディカ株式会社の清算方針の決定、トレーディングカード相場の急落に伴うトレカ事業の赤字幅の大幅な拡大、並びにオリパの販売を巡る訴訟の提起に伴う社会的な情勢の変化（当社グループは当該訴訟の当事者ではないものの、法律事務所等から多数の問い合わせが寄せられております。）という不測の事態が相次いで発生し、当面の間、営業損失の計上が継続する見込みとなりました。これにより、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金を返済するという前提が失われたことから、当社は、財務戦略の大幅な転換を余儀なくされ、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針に転換いたしました。本ファシリティ契約は、かかる方針の転換に伴い不要となったことから、当社からコンヴァノ社に対して解除を申し入れたものであります。

なお、ヘルスケア領域における M&A につきましては、本第三者割当増資により調達した資金の範囲内において、引き続き検討してまいります。本ファシリティ契約に基づく借入れは実行しておらず、本解除により当社の現預金及び有利子負債の残高に変動は生じませんが、本解除により、当社は融資極度額 30 億円の資金調達枠を失うこととなります（詳細は、後記「1. 解除の理由」の「(5) 本第三者割当増資との関係」及び「4. 今後の見通し」をご参照ください。）。また、コンヴァノ社は当社の支配株主に該当するため、本解除は支配株主との取引等に該当いたします（詳細は、後記「5. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。）。

記

1. 解除の理由

(1) 前回ファイナンスの時点における前提

当社は、2026 年 5 月 29 日付「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」（以下

「2026年5月29日付開示」といいます。)に記載のとおり、連結子会社アクセルメディカ株式会社(以下「アクセルメディカ社」といいます。)が営むビューティー&ウェルネス事業を中核として、ヘルスケア領域におけるM&A及び関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行することにより、2027年9月期以降、連結営業利益段階及び連結経常利益段階における黒字化を実現することを経営目標として設定しておりました。

本ファシリティ契約は、かかる戦略の実行に必要なM&A関連資金及び事業投資資金等を中長期的かつ安定的に確保するため、本第三者割当増資と一体の資金調達枠組みとして締結したものであります。当社は、ヘルスケア領域における事業の拡大と、M&Aにより取得する事業の収益の取込みとを通じて黒字化を実現し、借入金の返済原資となるキャッシュ・フローを確保し得るものと見込んでおりました。本ファシリティ契約に基づく借入れは、かかる戦略の進捗に応じて活用することを予定していたものであり、本日まで、本ファシリティ契約に基づく個別貸付は一度も実行しておらず、本日現在の借入残高はありません。

(2) 前回ファイナンス後に発生した不測の事態

前回ファイナンスの後、以下の(ア)ないし(ウ)のとおり、当社が前回ファイナンスの時点では想定していなかった事態が相次いで発生いたしました。これらは、いずれも本第三者割当増資に係る払込みの完了(2026年7月2日)後に顕在化したものであります。

(ア) アクセルメディカ社の清算方針の決定

2026年9月17日付「連結子会社の解散及び特別清算の方針決定、債権の取立不能のおそれ並びに事業の当社への引継ぎに関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、黒字化戦略の中核と位置付けてきたアクセルメディカ社について、事業運営の継続が困難となり、これ以上の資金支援は当社グループの財務基盤を更に毀損するおそれがあることから、同社を解散し、特別清算手続により清算する方針を決定いたしました。同社が営んでまいりましたビューティー&ウェルネス事業は当社が引き継ぎ再構築する方針で検討してまいりましたが、2026年9月30日付「棚卸資産の廃棄処分に伴う特別損失の計上及び追加的な損失の発生可能性に関するお知らせ」に記載のとおり、当社において化粧品製造販売業許可を取得する見通しが立たないことから、同社から引き継いだ棚卸資産を廃棄処分により処理することとし、同事業は実質的に停止状態にあり、その再開の見通しは現時点において立っておりません。これにより、当社のヘルスケア領域における成長戦略は重大な停滞を余儀なくされております。

(イ) トレーディングカード相場の急落とトレカ事業の赤字幅の大幅な拡大

トレーディングカードの相場は、2026年に入り下落局面に転じた後、前回ファイナンス後に急落しており、当社が取り扱う商品の平均販売単価は2026年6月から7月にかけて37%、平均買取単価は31%下落するなど、販売・買取の双方において価格が顕著に低下しております。この結果、当社トレカ事業の売上高は2026年7月以降減少局面に転じ(2026年7月の月次売上高は同年6月と比較して約30百万円減少し、同年8月以降も回復に至っておりません。)、同事業の赤字幅は大幅に拡大しております。

(ウ) オリパの販売を巡る訴訟の提起と法律事務所等からの問い合わせの増加

2026年9月17日、オリパ(トレーディングカードを独自に詰め合わせたオリジナルパック)の販売サイトを運営する複数の事業者を被告とする損害賠償請求訴訟が提起された旨が公表されるなど、オリパの販売を取り巻く社会的な情勢は急速に厳しさを増しております。当社及び当社子会社

は当該訴訟の当事者ではないものの、当社グループに対しても法律事務所等からの問い合わせが多数寄せられており、その対応のため、当社の管理部門の人的資源はひっ迫しております。

（３）赤字継続の見込みと財務戦略の大幅な転換

当社グループは、2025 年 9 月期から重要な営業損失を計上していましたが、前回ファイナンスの時点では、上記（１）の戦略の実行により黒字化を実現し得るものと見込んでおりました。しかしながら、上記（２）の不測の事態により、当社グループは、当面の間、営業損失の計上が継続する見込みとなり、2027 年 9 月期以降の黒字化という経営目標についても、その実現時期を見通すことが困難な状況となりました。2026 年 5 月 29 日付開示においても、当社既存事業の環境変化等により黒字化の実現時期及び実現可能性には一定の不確実性が存在する旨を記載しておりましたが、かかる不確実性が、前回ファイナンスの時点では想定していなかった規模及び速度で顕在化したものであります。また、当社は、当面の間、既存事業の再構築に経営資源を集中する必要がある、大型の M&A の実行には、対象会社の調査、契約交渉及び取得後の統合作業（PMI）に多大な経営資源及び管理部門の人的資源を要するところ、現時点において、本ファシリティ契約に基づく 30 億円の借入れを活用するような大型のヘルスケア領域における M&A を実行できる状況にはありません。

これにより、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金の返済原資を確保するという本ファシリティ契約の前提は失われ、当社は、財務戦略の大幅な転換を余儀なくされました。当社は、2026 年 9 月期の終了に際して今後の事業計画及び資金計画を見直し、成長投資及び既存事業の運転資金の双方について、借入れにより資金を調達することの適否を改めて検討いたしました。その結果、当社は、以下の（ア）ないし（オ）の理由により、赤字が継続する見込みの現在の当社の財務状況の下では、借入れによる資金調達は当社の財務健全性を損ない、ひいては株主の皆様の利益を害するおそれがあると判断いたしました。

（ア）返済原資の不確実性

本ファシリティ契約に基づく個別貸付の弁済期限は、原則として各個別貸付の実行日から 3 年後の応当日（最長 5 年後の応当日）であります。営業損失の計上が継続する見込みの下では、当社が自らの営業活動により借入金の返済原資を確保できる見通しは立っておらず、借入金の返済は、取得した事業から生じるキャッシュ・フロー又は将来の新たな資金調達に依存することとなります。このような状況で借入れを行うことは、返済の見通しが立たないまま有利子負債を積み増すことにほかなりません。

（イ）純資産の規模に比して過大な借入規模及び金利負担

本ファシリティ契約の融資極度額 30 億円は、本第三者割当増資による払込金額（9 億円）を含めた当社の連結純資産額を大幅に上回る規模であり、融資極度額の全額を借り入れた場合の支払利息は年間 60 百万円（年率 2.0%）に達します。営業損失が継続する中で、かかる規模の有利子負債及び金利負担を抱えることは、当社の財務基盤にとって過大な負担となります。

（ウ）のれんの減損による債務超過のおそれ

M&A により取得した事業の収益が想定を下回り、取得に伴い計上したのれんについて減損損失を計上することとなった場合、借入金を原資とする買収であれば、借入金の返済義務が残存したまま純資産のみが減少いたします。当社の純資産の規模に照らせば、30 億円規模の借入れを原資とする買収において減損損失を計上した場合には、当社が債務超過に陥るおそれがあります。債務超過に陥った場合には、2026 年 8 月 14 日公表の「2026 年 9 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」

において記載を解消した継続企業の前提に関する注記を再び記載することとなるおそれが高まるほか、債務超過の状態が所定の期間内に解消されないときは、当社株式は上場廃止基準に抵触するおそれがあります。これに対し、エクイティによる資金調達を原資とする場合には、資金調達に伴い純資産が増加するため、のれんの減損損失を計上した場合においても、債務超過に陥るおそれを相対的に低減することができます。

(エ) 支配株主が債権者を兼ねることによる利益相反構造

本ファシリティ契約の貸付人であるコンヴァノ社は当社の支配株主であり、本ファシリティ契約に基づく借入れを行った場合には、支配株主が当社の主要な債権者を兼ねることとなります。かかる関係は、当社の業績が悪化した局面において、債権者としての同社の利益（元利金の回収や、個別貸付を原資として取得した事業会社の株式に設定される質権の実行等）と、株主としての少数株主の皆様との利益とが相反する構造を内包するものであり、営業損失の計上が続く見込みの現状においては、かかる構造が顕在化するおそれを否定できません。これに対し、エクイティによる資金調達であれば、コンヴァノ社と少数株主の皆様は、株主として同一の立場で当社の企業価値の変動を享受し、又は負担することとなります。

(オ) 既存事業の運転資金への充当の不適切性

本ファシリティ契約の資金用途には当社の既存事業の運転資金も含まれており、2026年5月29日付開示においては、2027年9月期以降の運転資金について本ファシリティ契約を活用し必要に応じて充足する旨を記載しておりました。しかしながら、営業損失が続く既存事業の運転資金を借入れにより賄うことは、上記(ア)のとおり返済原資の見通しが立たないまま有利子負債を増加させ、当社の財務基盤を一層毀損するおそれがあることから、適切ではないものと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、財務戦略を大幅に転換し、今後の資金調達について、借入れによる負債性の資金ではなく、返済を要しないエクイティによる資金調達を重視する方針といたしました。具体的には、(i)ヘルスケア領域におけるM&Aについては、本第三者割当増資により調達した資金のうちヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金として充当を予定している資金（2026年5月29日付開示に記載の充当予定額832百万円）の範囲内において、借入れに依存することなく引き続き検討するとともに、当該範囲を超える大型のM&Aについては、これを実行し得る状況となった段階で、その時点における案件の内容及び規模に応じてエクイティ・ファイナンス等による資金調達を検討し、(ii)既存事業の運転資金については、返済を要しない自己資本により確保することを基本といたします。当社は、かかる方針が、借入れによる資金調達を行う場合と比較して、当社の財務健全性を維持し、債務超過に起因して継続企業の前提に関する注記が再び記載されることとなるリスクを低減するとともに、支配株主と少数株主の皆様との間の利益相反構造の発生を回避する上で、最も適切であると判断しております。

なお、エクイティによる資金調達は既存株主の皆様の持分の希薄化を伴うものでありますが、赤字が続く見込みの下で借入れにより資金を調達し、債務超過や上場廃止基準への抵触のおそれを生じさせることは、既存株主の皆様にとってより重大な不利益をもたらすものであります。当社は、エクイティによる資金調達の実施に当たっては、その必要性及び規模の相当性を十分に検討し、希薄化の影響を必要最小限にとどめるよう努めてまいります。

（４）本ファシリティ契約を存続させず解除する理由

上記の方針の下では、当社が本ファシリティ契約に基づく借入れを行うことは想定されません。当社は、借入れを行わないまま本ファシリティ契約を存続させることも検討いたしましたが、以下の（ア）ないし（ウ）の理由により、本ファシリティ契約を解除することが適切であると判断いたしました。

（ア）資本政策の明確化

融資極度額 30 億円の本ファシリティ契約が存続する限り、当社が将来において借入れを原資とする大型の M&A を実行する余地が残り、投資者の皆様にとって、当社の将来の有利子負債の水準及び財務リスクの見通しが不明確なものとなります。本ファシリティ契約を解除することにより、エクイティによる資金調達を重視する当社の資本政策を明確にし、投資者の皆様が当社の財政状態及び財務リスクを適切に評価できるようにすることが、適切な情報開示の観点からも望ましいと考えております。

（イ）財務規律の確保

本ファシリティ契約を解除することにより、当社は、純資産の規模を超える借入れに依存した企業買収を行わないという財務規律を確保し、過大な有利子負債の負担から株主の皆様の利益を保護することができます。

（ウ）契約の維持に伴う負担の解消

本ファシリティ契約は、借入れの有無にかかわらず、その有効期間中（契約締結日から 5 年間。自動更新条項あり）、四半期毎の財務状況の報告等の誓約事項の遵守を当社に求めるものであります。借入れを予定しない本ファシリティ契約を維持することは、ひっ迫している当社の管理部門に不要な負担を生じさせるものであります。

（５）本第三者割当増資との関係

2026 年 5 月 29 日付開示において、当社は、本第三者割当増資と本ファシリティ契約とを合計 39 億円規模の一体不可分の資金調達枠組みと位置付け、本第三者割当増資の払込金額の合理性についても、本ファシリティ契約により設定される融資枠（以下「本ファシリティ」といいます。）の経済的効果と一体として評価しておりました。当該経済的効果は、本ファシリティの適用金利（年率 2.0%）と、当社が他の金融機関から同規模・同期間の無担保借入れを行う場合の想定金利（年率 10%程度）との差に着目し、融資極度額の全額が 5 年間にわたり利用された場合に最大約 1,200 百万円（単純計算による試算値）と算定したものであります。

もともと、上記（２）及び（３）のとおり、前回ファイナンス後の不測の事態により営業損失の計上が継続する見込みとなった結果、当社は、事業から生み出すキャッシュ・フローにより借入金を返済する見通しを失い、本ファシリティに基づく借入れを行うことができる状況にはなくなりました。この結果、本ファシリティにより調達することができたはずの資金は調達できなくなり、上記の経済的効果は実現しないこととなります。また、これに伴い、本ファシリティを活用した大型のヘルスケア領域における M&A を実行する可能性は当面の間消失し、大型の M&A を通じた売上拡大という道筋は絶たれることとなりました。さらに、2026 年 5 月 29 日付開示において 2027 年 9 月期以降の運転資金の充足手段として記載していた資金調達枠も失われることから、当社は、今後の運転資金を自らの資金調達により確保する必要があると、当該資金調達が想定どおりに実現しない場合には、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります（継続企業の前提に関する注記の記載の可能性を含め、後

記「4. 今後の見通し」参照)。当社は、本解除が当社及び少数株主の皆様にごこのような影響を及ぼすものであることを認識しております。

しかしながら、前回ファイナンス後の不測の事態により営業キャッシュ・フローの赤字が継続する見込みとなった現在の当社において、本第三者割当増資による払込金額を含めた連結純資産額を大幅に上回る負債により M&A を行うという経営方針を採ることは、極めて高いリスクを伴うものであります。すなわち、かかる方針の下では、(ア)返済原資の見通しが立たないまま有利子負債を積み増すこととなり、(イ)取得した事業の収益が想定を下回り、のれんの減損損失を計上した場合には、借入金の返済義務が残存したまま純資産のみが減少して債務超過に陥るおそれがあり、(ウ)債務超過の状態が所定の期間内に解消されない場合には、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じ、(エ)支配株主が当社の主要な債権者を兼ねることにより、当社の業績悪化時に支配株主と少数株主の皆様との間の利益相反が顕在化するおそれがあります(上記(3)(ア)ないし(エ)参照)。これらはいずれも、当社の企業価値及び株式価値を毀損し、少数株主の皆様にご回復困難な不利益をもたらし得るものであり、その不利益は、本解除により本ファシリティの経済的効果及び大型の M&A の可能性が当面失われることによる影響と比較して、はるかに大きいものと考えております。

当社は、かかる高リスクな経営方針を無理に継続するよりも、上記(3)のとおり、返済を要しないエクイティにより必要な資金を調達する方針に転換することの方が、当社の財務健全性の維持及び少数株主の皆様のご利益の保護の観点から合理的であると判断いたしました。

なお、後記「4. 今後の見通し」に記載のとおり、当社は、2026年9月期の決算において継続企業の前提に関する注記を再び記載する可能性があることを認識しております。当該注記の要否は、当社グループの事業の状況及び財務状況等を総合的に勘案して判断されるものであり、本ファシリティ契約の有無はその判断材料の一つにとどまります。仮に、本ファシリティ契約を存続させ、営業キャッシュ・フローが赤字のまま借入れにより手元資金を確保して当該注記の記載を回避したとしても、それは返済原資の見通しが立たない負債により一時的に資金繰りを繕うものにすぎず、営業損失の継続という当該注記の要因そのものを解消するものではありません。かかる借入れの下で将来借入金を返済することができなくなった場合には、当該注記は、当社が時期を制御し得ない形で記載されることとなり、その時点で多額の有利子負債を抱え、債務超過に陥っている可能性もある当社が、新たにエクイティ・ファイナンスにより資金を調達することは極めて困難であることから、当社は当該注記の記載を解消する手段を欠くこととなります。さらに、期限の利益の喪失、個別貸付を原資として取得した事業会社の株式に設定される質権の実行その他の債権者による権利行使に加え、債権者の申立てにより破産手続又は会社更生手続が開始された場合には、当社の事業の継続そのものが困難となるとともに、債権者への弁済が株主に優先する結果、当社株式の価値が実質的に失われ、少数株主の皆様が投資額の全部を失うおそれがあります。これに対し、本解除により当該注記が記載されることとなった場合であっても、当社は本ファシリティ契約に基づく借入金を負っておらず、新株予約権の発行その他の返済を要しないエクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討し、これが実現した場合には、運転資金を確保して資金繰りに係る重要な不確実性を解消し、当該注記の記載の解消を図るという構造的な道筋を有しております。当社は、解消の手段を欠く当該注記が当社の制御し得ない時期に記載され、債権者の判断により株式の価値が失われるおそれを負うよりも、解消の手段となり得る選択肢を有する状態で一時的に当該注記が記載されることを受け入れる方が、少数株主の皆様のご利益の保護の観点から合理的な選択であると判断しております。したがって、当社は、借入れにより当該注記の記載を回避する方策は採らず、新株予約権の発行その他の返済を要しないエクイティ・ファイナンスにより、安全に運転資金を確保することを検討してまいります。

本ファシリティ契約は、かかる方針の下では借入れを予定しないものとなったことから、上記(4)の理由により解除するものであります。また、本第三者割当増資の払込金額の合理性は、2026

年5月29日付開示の時点における当社の状況を前提として、本ファシリティの経済的効果を含めて評価したものでありますが、本解除は、その後に生じた不測の事態に起因する当社の財務戦略の転換に基づき当社から申し入れたものであって、コンヴァノ社からの要請によるものではありません。また、本解除により、コンヴァノ社は本ファシリティ契約に基づく貸付けの義務を免れることとなりますが、同社が本解除の対価として当社から金銭その他の経済的利益を受けるものではありません。なお、本第三者割当増資に係る払込みは2026年7月2日に完了しており、本解除は本第三者割当増資の効力に影響を及ぼすものではありません。

また、当社は、本日付「親会社である株式会社コンヴァノとの間のロックアップ（譲渡制限）の解除に関するお知らせ」に記載のとおり、本第三者割当増資に係る株式引受契約に定める譲渡制限（ロックアップ）を解除することについても、本日、コンヴァノ社と合意しております。当該ロックアップの解除の理由等につきましては、同お知らせをご参照ください。

（６）本解除の申入れ及び合意

以上の検討を踏まえ、当社は、コンヴァノ社に対して本ファシリティ契約の解除を申し入れ、同社との協議を経て、本日、同社との間で本ファシリティ契約を合意により解除することといたしました。本解除は、前回ファイナンス後の不測の事態に起因する当社の財務戦略の転換に基づき当社から申し入れたものであり、コンヴァノ社から要請を受けたものではありません。また、本解除は、コンヴァノ社の当社に対する支援方針の変更によるものでもありません。

２．解除する契約の概要

（１）契約の名称	コミットメント型タームローン・ファシリティ契約
（２）貸付人	株式会社コンヴァノ
（３）借入人	当社
（４）融資極度額	3,000,000,000 円（30 億円）
（５）利率	年率 2.0%（固定）
（６）貸付実行可能期間	契約締結日から 5 年間（自動更新条項あり）
（７）資金使途	ヘルスケア領域における M&A 関連資金、ヘルスケア事業に関連する設備投資及び事業投資、ヘルスケア事業の運転資金並びに当社の既存事業の運転資金
（８）担保・保証	個別貸付を原資として取得したヘルスケア系事業会社の株式について、貸付人が請求した場合に質権を設定
（９）契約締結日	2026 年 5 月 29 日
（10）借入実績及び借入残高	借入実績はなく、本日現在の借入残高はありません。
（11）解除の方法	当社及び貸付人の合意による解除
（12）解除日	2026 年 10 月 22 日

（注）本解除に伴い、当社が貸付人に対して違約金、解約手数料その他の金銭を支払う義務は生じませ

ん。

3. 解除の相手先の概要

(1) 名称	株式会社コンヴァノ
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S. ビル S 棟 B3F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上四元 絢
(4) 事業内容	ネイル事業、コンサルティング事業、ヘルスケア事業、インベストメント&アドバイザー事業
(5) 当社と当該会社との関係	資本関係：当該会社は、当社の普通株式 45,000,000 株（議決権所有割合 68.91%）を保有する当社の親会社であります。 人的関係：当社取締役のうち 6 名は当該会社の指名に基づき就任しており、うち 1 名は当該会社の取締役を兼務しております。 取引関係：本ファシリティ契約及び法務支援に関する契約（2026 年 9 月 17 日締結）があります。 関連当事者への該当状況：当該会社は当社の親会社であり、関連当事者に該当いたします。

4. 今後の見通し

本ファシリティ契約に基づく借入れは実行しておらず、本解除により当社の現預金及び有利子負債の残高に変動は生じません。また、本解除に伴い違約金その他の費用が発生することもないことから、本解除に伴う損益の計上はありません。もっとも、本解除により、当社は、2026 年 5 月 29 日付開示においてヘルスケア領域における M&A 関連資金及び 2027 年 9 月期以降の運転資金の充足手段として位置付けていた融資極度額 30 億円の資金調達枠を失うこととなります。

当社は、当面の間、既存事業の再構築に経営資源を集中してまいります。ヘルスケア領域における M&A につきましては、本第三者割当増資により調達した資金の範囲内において引き続き検討し、大型の M&A につきましては、これを実行し得る状況となった段階で、エクイティ・ファイナンス等による資金調達を検討してまいります。また、既存事業の運転資金につきましては、返済を要しない自己資本により確保することを基本として、具体的な資金調達の方法を検討してまいります。当該資金調達が想定どおりに実現しない場合には、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、本ファシリティ契約に基づく資金調達枠は、2026 年 8 月 14 日付『「継続企業の前提に関する注記」の解消に関するお知らせ』に記載のとおり、当社が継続企業の前提に関する注記の記載を解消するに当たり、本第三者割当増資による払込みとあわせて考慮していたものであります。当社は、本解除後の資金計画を踏まえ、2026 年 9 月期の決算において、継続企業の前提に関する評価を適切に行ってまいります。継続企業の前提に関する評価は、当社グループの事業の状況及び財務状況等を総合的に勘案して行うものであり、本ファシリティ契約の有無はその判断材料の一つにとどまりますが、前回ファイナンス後の不測の事態により営業損失の計上が続く見込みとなった当社グループの事業及び財務の状況に加え、当該注記の解消に当たり考慮していた本ファシリティ契約に基づく資金調達枠が本解除により失われることを踏まえ、当社は、2026 年 9 月期の決算において継続企業の前提に関する重要な不確

実性が認められ、継続企業の前提に関する注記を再び記載する可能性があることと認識しております。当社は、営業キャッシュ・フローが赤字のまま借入れにより手元資金を確保して当該注記の記載を回避することは、将来返済が困難となった場合に債権者による取立て等を通じて当社及び少数株主の皆様により重大な不利益をもたらすおそれがあることから、適切ではないと判断しております（上記「1. 解除の理由」の「(5) 本第三者割当増資との関係」参照）。当該注記を記載することとなった場合には、当社は、新株予約権の発行その他の返済を要しないエクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討し、これが実現した場合には既存事業の運転資金を安全に確保し、資金繰りに係る重要な不確実性を解消することにより、当該注記の記載の解消を図る方針であります。

また、本第三者割当増資により調達した資金の使途に変更はありません。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

コンヴァノ社は、当社の議決権の 68.91%を保有する親会社であり、当社の支配株主に該当いたします。したがって、本解除は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2026年10月22日に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」（以下「本指針」といいます。）として、支配株主との取引等を行う場合には、その必要性及び取引条件の妥当性について、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議の上決定するとともに、当該支配株主からの独立性を有する者から少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手する旨を定めております。当社は、本解除について、本指針に従い、下記(2)及び(3)に記載する各手続を実施しており、本解除は本指針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本解除は、前回ファイナンス後の不測の事態に起因する当社の財務戦略の転換に基づき当社から申し入れたものであり、当社が違約金その他の金銭を負担することなく本ファシリティ契約を終了させるものであります。本解除の検討に当たっては、当社の業務執行者から、独立社外取締役である弓削田浩主氏に対し、本解除の目的、条件及び本解除後の資金計画について説明を行い、同氏の検討に必要な情報を提供しております。

また、当社は、本取締役会における本解除の決議に当たり、利益相反を回避する観点から、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役1名（位高力氏）を本解除に係る審議及び決議に参加させておりません（同氏は、本解除に向けたコンヴァノ社との交渉にも従事しておりません。）。本解除は、当該取締役を除く出席取締役（監査等委員である独立社外取締役5名全員を含みます。）の賛成多数により決議されております。さらに、当社は、下記(3)に記載のとおり、コンヴァノ社と利害関係を有しない者から、本解除が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手しております。

また、当社の取締役のうち、坂達典氏、横谷玲音氏及び斎藤有美氏の3名（以下「3氏」といいます。）は、コンヴァノ社の使用人の地位を兼務しておりますが、当社は、3氏について、本解除に係る取締役会の決議に関し会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役には該当しないものと整理し（以下「本整理」といいます。）、3氏を本解除に係る審議及び決議に参加させております。同項の趣旨は、決議の対象について会社の利益と衝突する利害関係を有する取締役を議決から排除し、取締役会の決議の公正を確保することにある一方、同項の適用は、取締役から議決権を奪い、定足数及び決議要件の算定の基礎を変動させるものであることから、当社は、その該当性は、当該取締役が自ら取引の当事者若しくは受益者となるか、取引の相手方を代表し若しくは代理するか、又は相手方の意思決定機関の構成員として当該取引を相手方の利益のために決定すべき法的な地位及び義務を負うかという観

点から、個別具体的に判断すべきものと考えております。この基準に照らし、位高力氏は、コンヴァノ社の取締役会の構成員として本解除を同社の利益のために決定すべき法的な地位を有することから、特別の利害関係を有する取締役に該当する一方、3氏は、本解除の当事者又は受益者ではなく、本解除に係る交渉及び解除合意書の締結においてコンヴァノ社を代表し又は代理する立場になく、同社の取締役会の構成員として同社の意思決定に議決権をもって参加する立場にもないことから、特別の利害関係を有する取締役に該当しないものと判断いたしました。

また、3氏はコンヴァノ社の使用人として同社の指揮命令に服しますが、当該指揮命令は同社の使用人としての職務の範囲に限られ、当社の取締役としての職務執行には及ばず、3氏は、当社との委任関係に基づき、当社に対する善管注意義務及び忠実義務に従って議決権を行使する義務を負っております。なお、弓削田浩主氏は、3氏が本解除によってコンヴァノ社から報酬、人事評価その他の個人的な利益を受けるものではないことを確認しております。そのうえで、当社は、位高力氏を本解除に係る審議及び決議から除外するとともに、本指針に従い、独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議し、下記(3)に記載のとおりコンヴァノ社と利害関係を有しない者の意見を入手することにより、本解除に係る決議の公正性を担保しております。本整理の妥当性に関する弓削田浩主氏の意見の概要は、下記(3)⑤に記載のとおりであります。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本取締役会に先立ち、本指針に基づき、コンヴァノ社と利害関係を有しない当社の独立社外取締役（監査等委員）である弓削田浩主氏から、2026年10月22日付で、以下の①ないし⑤の理由により、本解除は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を入手しております。

- ① 本解除は、当社の財務戦略の転換に基づき当社から申し入れたものであり、本ファシリティ契約に基づく借入れは実行されておらず、本解除に伴い当社が違約金その他の金銭を負担することもないことから、本解除によって当社に財務上の負担が生じるものではないこと。
- ② 当社は、前回ファイナンスの時点では黒字化を見込んでいたところ、その後の不測の事態により赤字が継続する見込みとなり、事業から生み出すキャッシュ・フローによって借入金を返済するという本ファシリティ契約の前提が失われたこと、並びにかかる状況の下で連結純資産額を大幅に上回る借入れを行うことは、のれんの減損損失の計上時に債務超過に陥るおそれがあるなど当社の財務健全性を損なうものであることに照らし、エクイティによる資金調達を重視する財務戦略への転換には合理性が認められること。
- ③ 本ファシリティ契約に基づく借入れを行った場合に生じる、支配株主が当社の主要な債権者を兼ねる関係は、当社の業績悪化時に支配株主と少数株主との間の利益相反を生じさせる構造を内包するものであり、本解除はかかる構造の発生を未然に回避するものとして、少数株主の利益の保護に資すること。また、本解除により当社の資本政策が明確となり、投資者が当社の財務リスクを適切に評価することが可能となること。
- ④ 本解除により、2026年5月29日付開示において試算された本ファシリティ契約の経済的効果（最大約1,200百万円）は実現せず、大型のM&Aの可能性も当面消失するなど、当社及び少数株主に影響が生じるものの、当該影響は、前回ファイナンス後の不測の事態により営業損失の計上が継続する見込みとなり、当社が借入れを行うことができる状況になくなったことに起因するもので

あること。そして、営業キャッシュ・フローが赤字であるにもかかわらず負債により M&A を行うという高リスクな経営方針を継続することは、債務超過及び上場廃止基準への抵触のおそれ並びに支配株主と少数株主との間の利益相反の顕在化のおそれを生じさせるなど、少数株主にとってより重大な不利益をもたらしかねないものであり、必要な資金をエクイティにより調達する方針への転換に伴い本ファシリティ契約を解除することには合理性が認められること。また、本解除は当社から申し入れたものであって、コンヴァノ社が本解除の対価として当社から経済的利益を受けるものではないこと。本第三者割当増資により調達した資金の範囲内での M&A は引き続き検討することとされており、本解除によって大型の M&A の可能性は当面失われるものの、ヘルスケア領域における成長戦略の実行の機会が全く失われるものではないこと。さらに、2026 年 9 月期の決算において継続企業の前提に関する注記が再び記載される可能性があるものの、借入れにより手元資金を確保して当該注記の記載を回避したとしても、営業損失の継続という当該注記の要因は解消されず、将来返済が困難となった場合には、当該注記が当社の制御し得ない時期に、これを解消する手段を欠いたまま記載されることとなるうえ、債権者による権利行使や、債権者の申立てによる破産手続又は会社更生手続の開始を通じて、当社株式の価値が実質的に失われるおそれがあるのに対し、本解除後に当該注記が記載された場合には、返済を要しないエクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討し、これが実現した場合には運転資金を確保して当該注記の記載の解消を図るという構造的な道筋があることから、借入れにより当該注記の記載を回避する方策は採らず、解消の手段となり得る選択肢を有する状態で一時的に当該注記が記載されることを受け入れるという当社の方針は、少数株主に生じ得る不利益を未然に防止するものとして合理的であること。

- ⑤ 本解除は支配株主との取引等に該当するところ、本解除に係る当社の意思決定に当たっては、独立社外取締役に対する必要な情報の提供が行われるとともに、コンヴァノ社の取締役を兼務する当社の取締役 1 名（位高力氏）が本解除に向けたコンヴァノ社との交渉に従事しておらず、本解除に係る取締役会の審議及び決議にも参加しないこととされているなど、利益相反を回避するための措置が講じられていること。また、上記（2）に記載の本整理は、会社法第 369 条第 2 項の趣旨に即した基準を位高力氏及び 3 氏に一貫して適用したものであり、会社法の他の規定との体系的な整合性及び東京証券取引所の規則の枠組みにも合致しており妥当であって、本解除に際して 3 氏に本整理を当てはめることができない特段の事情も認められないこと（同氏は、3 氏が本解除によってコンヴァノ社から報酬、人事評価その他の個人的な利益を受けるものではないことを確認しております。）。これらに加え、本指針に従い、独立社外取締役を含む取締役会において十分な審議が尽くされることにより、本解除に係る手続の公正性が担保されていると認められること。

以上

＜本リリースに関するお問い合わせ先＞

アクセルマーク株式会社 経営管理部

メール：ir@axelmark.co.jp